

令和6年度版 年金ライフサポート  
追補

12 頁

\* 1 ■ 基本手当の給付率

(令和6年8月～令和7年7月)

離職日の年齢	賃金日額	2,869 円以上 5,200 円未満	5,200 円以上 11,490 円以下	11,490 円超 12,790 円以下	12,790 円超
	60 歳未満	80%	80%～50%		50%
60 歳以上 65 歳未満	80%～45%		45%		

\* 賃金日額の上限は 45 歳～59 歳 17,270 円、60 歳～64 歳 16,490 円。基本手当日額の上限は 45 歳～59 歳 8,635 円、60 歳～64 歳 7,420 円。

18 頁

● 受給要件

- ・ 賃金が①60 歳時点の賃金に比べて 75%未満、かつ②376,750 円未満 (令和6年8月～令和7年7月)

● 受給額

- \* なお、①または②で計算した額と賃金との合計額が 376,750 円 (令和6年8月～令和7年7月) を超える場合は、超えた額が減額されます。